

監査公表第6号（令和元年7月19日、県公報第22号登載）
平成30年9月3日から平成31年1月30日実施
随時監査（2・3次分）の結果に基づく措置通知（平成30年度）

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局、教育庁及び警察本部の78機関について実施した随時監査結果の報告（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月19日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 農政第 494 号
令和元年 7 月 1 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 崎 勇 殿
福岡県監査委員職務執行者 江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 31 年 3 月 18 日 30 監総第 895 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 農山漁村振興課	緊急用前渡資金において、資金を受け入れていないにもかかわらず、支出命令者は預金通帳の残高との照合を怠ったまま、前渡資金差引簿の繰越の承認を毎月行っているなど、事務処理が著しく不適正であった。	毎年度、出納員や担当者を財務会計事務研修に参加させることとした。 資金受入日には、速やかに通帳にて入金を確認し、その写しを前渡資金差引簿に添付することとした。 また、毎月、出納員及び課長補佐が必ず預金通帳残高と差引簿残高が合致しているかを確認することとした。さらに、会計事務の手引きを所定の場所に配備して事務手続きの確認ができるようにした。 これらの取組により、再発防止を図ることとした。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農 林 水 産 部	<p>耐久性のある需用品の管理について、管理物品一覧表及び物品貸出簿の整備が不十分だったため、物品が適正に管理されていなかった。</p> <p>なお、昨年度の随時監査では、平成27年度に購入した耐久性のある需用品が確認できなかった。</p>	<p>耐久性のある需用品について、管理方針を統一した上で、物品台帳の整備を行った。</p> <p>また、物品使用簿を作成し、係長以上の者を物品管理の責任者として、物品の貸出・返却の確認を徹底した。</p> <p>物品を廃棄する場合においては、物品管理の責任者を通じ、総務課に報告の上、物品を引き渡すように徹底を図った。</p>

1 県土総第 5 2 6 号
令和元年 7 月 1 日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 崎 勇 殿
福岡県監査委員職務執行者 江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について (通知)

平成 31 年 3 月 18 日 30 監総第 895 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 京築県土整備事務所	平成25年度に購入した耐久性のある需用品について、現物の確認が出来なかった。	需用品管理一覧表に掲載漏れがないか確認し、耐久性のある需用品すべてについての管理状況を明確にした。 また、委託業者に貸与する物品についても、庁舎管理用貸与物品一覧表を作成し、物品の所在を明確にし、定期的に所在の確認を行うこととした。 さらに、耐久性のある需用品には、管理する課(係)ごとに色シール及び物品管理番号のシールを貼り、管理を容易にした。

1 商政第361号
令和元年7月1日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
福岡県監査委員職務執行者 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	平成26年度と同様に、郵便切手等出納整理簿の残数と現物の数が一致していなかった。	切手等の使用については、担当者が郵便切手等出納整理簿の記載を行うこととし、その上で所属長に承認を受け、出納員が払出し枚数と記帳内容の照合を行い払出すこととした。このことを職員全員に周知徹底した。 また、月末には出納員が郵便切手等出納整理簿と現物とを照合のうえ、残数の翌月への繰越の記載を行うことを徹底した。

1 教財第 269 号
令和元年 7 月 1 日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 行正晴 實 殿
同 岩崎 勇 殿
福岡県監査委員職務執行者 江藤秀之 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について (通知)

平成 31 年 3 月 18 日 30 監総第 895 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教 育 庁	金庫の中に取得経緯及び所有者が不明である金券が多数あり、長期間に渡りその存在を把握していなかった。	金券は、すべてが公金に関するもの以外であることを確認した。 これらの金券については、物品台帳を作成のうえ、出納員を通じ管理を行うこととした。